

# 武雄市農業委員会

令和元年6月総会議事録

令和元年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和元年6月5日(水)  
(開会) 9時00分 (閉会) 10時20分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者 0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	—	○
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明願いについて	2件
議案第5号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	16件
議案第6号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報告第2号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《農業者年金の普及推進について》

総会に先立ち、一般社団法人佐賀県農業会議の千代島主事から農業委員に対し、農業者年金の普及推進について説明と依頼がなされた。(内容省略)

---

## 《開会》

---

**事務局長** 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、令和元年6月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、16番川内委員から欠席の連絡がなされております。欠席者が1名で、在任委員の過半数以上の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長よろしくお祈いします。

---

## 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** (時勢報告等を省略)

それでは、ただ今から令和元年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。その後に2件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。11番 川口敏広 委員、17番 山口武美 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いいたします。

**事務局** まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和元年5月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

主なものとしては、5月27日に調査委員会を開催し、農地法第5条の転用許可申請1件について審議を行ったところです。その他については資料に記載しているとおりです。

次に4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況についてご報告いたします。4月までの総会で審議された案件については全て許可が出ています。5月の総会では4条が2件、5条が9件ございました。このうち4条2件、5条2件について許可済みです。残り7件が県の審査中です。内訳については資料に記載しているとおりです。

次に、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」についてご報告いたします。

○○の○○については9月に造成が終わる予定です。○○の○○についても同じく9月に造成が終わる予定です。その後に建物が建てられますので、また報告がなされると思います。○○の2区画の宅地造成については工事が完了しています。

○○の一時転用については農地復元報告が出されております。一筆につい

ては延伸を検討されています。

以上です。

次に「農振除外」の手續完了についてご報告いたします。

12月と1月の総会で農林課から農振除外の説明がありました。これについて手續が完了し、5月17日付けで申請者に通知がされております。リストについては資料に記載のとおりです。

今後は、農地転用の手續が進められますので、担当地区の農業委員・推進委員に対して、申請内容の説明と、確認書の署名について依頼があるかと思っておりますので、対応のほどよろしくお願ひいたします。

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合の届出です。5月は、資料に記載している2件について届出がされております。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

5月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、5月15日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、5月20日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

以上です。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

#### 《議案第1号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長 次に議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明いたします。

申請番号1番。〇〇町の畑1筆、300㎡。「県外在住だが、現在老朽化している実家を建て替え、移り住みたい。」というものです。一部駐車場として既に使用されておりますので、始末書が添付されております。

今月の議案から、工事完了時期を記載することにしました。事務局と委員で工事の完了時期について気にかけていただきたいと思ひます。工事完了時期は令和2年3月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 特にないようですので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

#### ————— 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が3件提出をされています。この3件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑2筆、計3筆、1,542㎡。「農機具倉庫、資材置場、車両置場を整備し、車両等を一カ所に集約したい。防犯上からも事務所隣で管理しやすい。」という事で申請されています。

農振農用地でしたので農振除外の手続済です。既に一部トラクター等が置いてありましたので始末書が添付されています。工事完了時期は今年の11月30日です。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1

種農地と、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。

許可基準の該当事項は第1種農地は「農業用施設」への転用。第2種農地は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。賃貸借権設定。〇〇町の田1筆、477㎡。「現在〇〇でローンによる農薬散布等の事業を行っている。事業拡大を図るため、県西部地域の拠点となる出張所を開設したい。」という事で事務所1棟を建てられる予定です。

貸付人の親族の方が既に資材置場として利用されておりましたので、始末書が添付されています。工事完了時期は今年の8月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。賃貸借権設定。〇〇町の田1筆、265㎡。地区公民館を計画されており、「以前の公民館は所有者から立ち退きの要望があり取壊しとなった。現在は、毎月の集会を役員宅で開催していて支障をきたしている。」という事で申請されています。工事完了時期は今年の11月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件につきましては、5月27日に調査委員会を行っております。座長は〇〇委員さんでしたが、本日は欠席ですので、地元委員の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（〇〇番委員）

調査委員会の報告をいたします。令和元年5月27日午後1時30分からA班及び地元農業委員により、3階会議室及び現地にて調査委員会を開催いたしました。議案第2号 申請番号1番の「農機具倉庫及び車両・資材置場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

この中で、一段上にある田への引水について質疑があり、これに対して、引水については申請地が最後の田となるため、周囲の田への影響がないことを確認しました。

以上、質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長            ありがとうございます。1番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る2番と3番の案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

2番の案件は私が地元委員ですが、農地所有者の息子さんが来られて、このドローンの会社に勤めており、西部地区の開発をするためにということでした。お父さんが建設屋さんで無許可で建設資材置場になっておりましたので、始末書を出していただいております。事務所というのはプレハブを置くだけで、特別に舗装もしない。300mくらい先に家がありますので、トイレもそこに行く、という事だそうです。

他にございませんか。(なし)

地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長            特に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長            異議なしと認めます。  
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

---

### 《議案第3号 農用地利用集積事業計画(案)》

---

会 長            次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局           別冊の議案第3号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明します。  
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第3号利用権設定計画(案)を記載しています。続きまして2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 田。新規(なし)  
再設定、 4件、 12筆、 10,321㎡。  
武雄町。 畑(なし)

橘町。	田。新規（なし）			
	再設定、	9件、	13筆、	27,297㎡。
橘町。	畑。（なし）			
朝日町。	（なし）			
若木町。	田。新規（なし）			
	再設定、	2件、	4筆、	1,343㎡。
若木町。	畑。（なし）			
武内町。	田。新規（なし）			
	再設定、	1件、	2筆、	2,978㎡。
武内町。	畑。（なし）新			
東川登町。	田。新規、	2件、	2筆、	1,620㎡。
	再設定、	1件、	2筆、	2,426㎡。
東川登町。	畑。（なし）			
西川登町。	（なし）			
山内町。	田。新規、	2件、	2筆、	2,897㎡。
	再設定、	7件、	13筆、	12,139㎡。
山内町。	畑。（なし）			
北方町。	田。新規、	1件、	4筆、	11,172㎡。
	再設定、	4件、	8筆、	16,995㎡。
北方町。	畑。（なし）			

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については最後の19ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長            はい、議案の説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長            よろしいですか。意見もないようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして、原



案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましても、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第4号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第4号を議題といたします。武雄市非農地証明について、2件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、武雄市非農地証明願について説明します。  
申請番号1番。土地は〇〇町の畑2筆、計317㎡。「平成4月9月頃から、農業用倉庫と作業小屋、進入路として利用していた。」というものです。  
非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法務局に証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、26㎡。「平成15年4月に県道〇〇〇線整備に伴い分筆され、その残地であり、隣接する山林の一部となっている。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

私が2番の地元委員ですが、申請地は現在、隣接地の山林と同じような状況になっています。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第4号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

——《議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について》——

会 長 次に議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。これは武雄市農業委員会としては初めて審議する議案でございます。

議案のうち番号16番については、〇〇番 〇〇〇〇 委員が土地の所有者ですので、まず、番号1番から15番までについて審議と採決を行い、その後、〇〇委員に退席いただき、番号16番について審議・採決を行います。

では番号1番から15番までについて事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の説明の前に、農地の定義を読み上げます。農地法第2条第1項及び施行令、施行規則では、

『「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような土地（休耕地や耕作放棄地等）も含まれる。

「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作又は養畜のため採草または家畜の放牧の目的に主として供される土地。』

というふうに示されております。今回は、この農地法第2条第1項に規定される農地に当てはまるかどうかということ判断を判断してもらうという議案になっています。

では議案第5号について説明いたします。資料が18ページからとなっています。18ページから案内図を付けて19ページ以降に字図の写しを付けておりますのでご確認下さい。

こちらは昨年8月の農地利用状況調査で皆様に調査をしていただき、「自然

的荒廃により農地への復元が困難なもの」としてB判定がなされたものです。そのうち、事前申出書という形で意向確認ができたものを順に審議に挙げていきたいということで、今回16件を議案として挙げております。ですので現況としては全て山林化している状態です。

この審議で非農地の判断がされましたら、武雄市の農地台帳からは落とす事で農地台帳の整理もしたいと考えております。ですが登記簿上はまだ農地となっておりますので、データとしては残しておいて、「非農地判断した農地」というのが分かるように履歴を残すように処理をしていきたいと考えております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明がありましたように、皆様が農地パトロールを行った結果「これはもう農地ではない」とB判定となった農地について、事務局から所有者に通知を出され、所有者が承諾をした土地について、農業委員会の台帳からは抹消しますので、農地には該当しないという判断をして下さいということです。

ただ登記簿ではまだ農地のままですので、事務局としては、いついつに台帳から外したという記録を残しておくとの事でした。

それでは議案のうち番号1番から15番までについて質疑があればお願いします。

**〇〇番委員** 本人が登記をしないと登記地目としては変わらない、ただ農地台帳からは除外するというわけですね。本人にはどのように通知をされますか。

**事務局** ここで審議して非農地判断されたものは、所有者に対して「非農地通知」を出します。その「非農地通知」を持って、法務局で登記地目を変えて下さいというお知らせをいたします。

**〇〇番委員** 非農地証明の効力は何年間か期間があるのですか。何年でもそのままにしておいてもいいのでしょうか。

**会 長** 事務局で確認をして来月回答してもらいます。

**〇〇番委員** 11番の案件で現地確認に行きました。昔ミカン畑のところでは今は荒れています。そういうところが他にもいっぱいあるので、この筆だけではなく、一緒にできないものかどうかという相談を受けました。どういう経過でこの筆だけあがってきたのでしょうか。

**会 長** 地元の委員が現地確認をしてB判定で挙がってきたものについて、所有者から承諾が出たものが挙がってきております。

〇〇番委員 非農地証明をすることによって税務課の固定資産評価はどうなりますか。

会 長 これも事務局で確認をして来月回答してもらいます。

事務局 非農地通知を出す際には、税務課や法務局などの関係機関には農業委員会から通知をするようになっていきます。このようになりましたという一覧を送付いたします。

〇〇番委員 畑で現況が山林の所は、山林で課税されている場合もありますが、畑のままで課税されてるところもあります。それはどうなっているのでしょうか。

会 長 それも事務局で確認をして来月回答してもらいます。  
それでは、他に意見も無いようですので質疑をとどめます。議案第5号の、1番から15番までの土地については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号の1番から15番までの土地については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することに決しました。

——— 《議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの  
判断について (つづき)》 ——

会 長 ではここで、農業委員会等に関する法律の規定により、〇〇委員はいったん退席下さい。

(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

会 長 次に議案第5号の16番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 先ほどの説明と同じになります。16番の土地について、農地法第2条第1項に規定される農地には該当しないという判断をお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号16番について質疑があればお願いします。

(質疑なし)

会 長            それでは、他に意見も無いようですので16番の質疑をとどめます。  
                  議案第5号の16番の土地について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長            異議なしと認めます。  
                  よって、議案第5号の番号16番の土地については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することに決しました。

                  事務局は、〇〇委員に入室するように伝えて下さい。

(〇〇番 〇〇〇〇 委員 入室)

—————《議案第6号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長            次に議案第6号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について、1件の申請が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局            申請番号1番。〇〇町にある畑3筆、計702㎡。空き家の所在地は〇〇町大字〇〇 〇〇番地です。申請農地の道を挟んで目の前です。

                  空き家・空き地バンクの登録完了日は平成25年12月12日。6年前に登録されていますが、住まい支援課の担当に確認したところ、「問い合わせはたくさんあっているが、空き家に続く道がとても狭くて入りにくいということで、なかなか条件が合わずに残っている。」という物件です。今、何件か交渉をしている状況で、農地も一緒にという話があるので、今回申請に挙がっています。

                  以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長            事務局の説明が終わりました。この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員        申請地の畑は空き家のすぐ近くにあり、草が茂っていますが、娘さんが時々来て草を刈っておられたようです。それと隣の吉永さんも時々草を刈っておられたようです。以上です。

会 長            地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 特別に無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。  
議案第6号、1件の空き家・空き地に付随した農地について、申請通り特例農地と指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第6号、1件の空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

—————《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について》—————

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、1件の届出が提出されております。これについて事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明します。  
届出番号1番。土地は〇〇町の畑一筆。349㎡のうち33㎡を農業用倉庫として使用をしたいということです。200㎡以内の農業用倉庫ですので、4条申請の転用ではなく、届出で良いということです。転用時期は今年の5月13日から5月31日です。  
転用理由としては「以前使用していた小屋が老朽化し取壊したため、家の周りや他所に預けている。農業用倉庫を建て、それらを集約して管理したい。」というものです。以上、報告します。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 届出人の住所は〇〇市となっていますが、〇〇です。〇〇したら帰ってあとを継ぐということで農機具倉庫を作るそうです。

会 長 説明が終わりましたので、報告第1号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

—————《報告第2号 農地等形状変更届出について》—————

会 長 次に、報告第2号「農地等形状変更届出について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について説明いたします。番号1番。土地は〇〇町の田1筆、33㎡です。変更理由は「地形が狭小で稲作作業が困難なため。」ということで田をかさ上げして畑へ転換されます。変更時期は今年の7月1日から7月30日です。かさ上げの高さは0.4m、土量は12㎡です。変更後は大豆を作るということです。以上報告いたします。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(特になし)

会 長 報告第1号「農地等形状変更届出について」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようです、これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

《閉会》

---

会 長 それでは、以上をもちまして、令和元年6月の農業委員会総会を終わります。